

具体的かつ詳細な随意契約理由について

様式8

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)※	WTO
1	令和8年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託	その他	株式会社トライアウト	6,501,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	鶴見区役所外1施設包括的業務委託(電気工作物保守点検業務外12件)(令和8年度分)	その他	日本管財株式会社	16,618,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和8年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	13,837,472	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和8年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業用業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	31,689,240	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—
5	第52回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託	その他	JCOMマーケティング株式会社	2,163,150	令和8年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—

※随意契約ガイドラインの末尾に記載の事例番号を記載
該当する理由(事例番号)がない場合にあっては、詳細な随意契約理由を記載

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

区の広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）業務については、事業者の持つデザインについての豊富な技術や知識、経験が重要であり、それらの内容によって事業の成果に相当の差異が生じると考えることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、企画競争方式（プロポーザル方式）による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所総務課（政策推進）（06-6915-9683）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所総務課

(電話番号 06-6915-9625)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

(株) トライグループ

3 随意契約理由

この事業の対象となる児童生徒は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童生徒に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つ不登校児童生徒への支援に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとみなし、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 06-6915-9129）

随意契約理由書

1 事業名称

「令和 8 年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 業務委託」

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、専門的知識や経験を有した C S W や地域の身近な相談窓口であるつなげ隊の配置により、住民が主体となって取り組む地域福祉活動の推進やネットワーク構築を図るものである。

本事業の目的である「住民が主体となった地域福祉活動の仕組みづくり」を鑑みた場合、高齢者や障がい者などの要支援者に限らず健康づくりや生きがい対策など活動的な区民ともつながる必要がある。

本事業の目的に適った実効性のある業務を遂行するためには、その性質上従来から区内全 12 地域を対象に地域住民の身近な相談窓口として機能し、区内各地域とのネットワークや区内の福祉活動に関する情報やノウハウを有する団体であることが前提となる。さらに、当区と密に連携することができる団体であることが必要不可欠である。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、区社協という）は、社会福祉法に基づき、社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成され、これまでから「安心して暮らせるまちづくり」を目指して各種事業（高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロン等）を推進し、地域福祉サービスの向上に取り組んでいる非営利の福祉団体である。また、当区と区社協は平成 26 年 4 月に鶴見区における地域福祉の推進に資することを目的に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結している。

区社協は、平成 3 年度から区内 12 地域において地域振興会や地域社会福祉協議会、民生委員等、各種団体等の方々に構成され最も地域住民に身近な相談支援機関である「地域ネットワーク委員会」の活動支援や情報提供などを行う事務局としての役割を担っているほか、「地域の情勢に明るく地域住民の一人一人の顔が見える活動」を日ごろから行っている。区社協は、そういった活動を行うことにより区内各地域の団体や住民とつながりを深め、当区における地域福祉推進の中心的な担い手としての役割を果たしている。

区内には要支援者の相談窓口として地域包括支援センターを運営する社会福祉法人が区社協をはじめ複数存在しているが、それぞれの地域包括支援センターの担当圏域は介護保険事業の日常生活圏域であるため、その活動範囲は限定的であり、その対象者も限定的である。そういった点で、従前から対象者を限定せず広く地域住民を対象に区内全 12 地域で事業を展開している団体は区社協の 1 団体のみである。

このため、本事業の目的を達するためには、その性質上、すでに本事業の目的との親和性が高い「地域ネットワーク委員会」活動の事務局を行っている区社協のみが事業実施が可能であり、他の事業者では実効性のある事業実施が見込めないところであり、これは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

以上のことから、区社協と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

保健福祉課（高齢者支援）

随意契約理由書

1 契約名称

第 52 回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託

2 契約相手方

株式会社ジェイコムウエスト(令和 8 年 4 月 1 日に株式会社ジェイコム東京に統合し、同日に JCOM マーケティング株式会社へ商号変更)

※契約は存続会社となる JCOM マーケティング株式会社(令和 8 年 4 月 1 日に株式会社ジェイコム東京が商号変更)と締結予定

3 随意契約理由

本業務は、鶴見区民まつりの広報プロモーション業務であり、区内最大のコミュニティイベントである鶴見区民まつりの認知度や魅力をさらに向上させることを目的としている。

年間を通じて区民の鶴見区民まつりへの関心を喚起し、より多くの区民が鶴見区民まつりに参加して交流を深めるためには、映像・音声により鶴見区民まつりの魅力を直感的に伝えられる動画を中心に、特にケーブルテレビのコミュニティチャンネルを核としつつ、特設ホームページやチラシ等の各種ツールと連動させ、幅広い年齢層・多様な背景を持つ区民に届くよう、統一かつ戦略的に情報発信を行う必要がある。

ケーブルテレビのコミュニティチャンネルは、高齢者から若年層まで幅広い世代が視聴できるメディアであり、視聴者のほとんどが地元住民でもあることから、地域に根ざしたイベント関係情報発信などを内容とする番組を、一日に複数回、一定期間にわたり放送しているなど、情報を直接ターゲットとなる区民に対して届けることができる効果的なメディアである。特に、テレビ視聴が日常の一部で、Web メディアを日頃から積極的に活用していない高齢者をはじめとした住民に対しては非常に有効な情報伝達手段となる。そのため、本業務ではケーブルテレビのコミュニティチャンネルでの動画放映を業務の実効性を高めるために必須としている。加えて、若年層や子育て世代への効果的なアプローチとして、特設ホームページの開設や YouTube 動画によるオンラインプロモーション、鶴見区内の各家庭に直接届けるチラシを使ったオフラインプロモーションを効果的に組み合わせることで、より多くの区民に情報を伝えることができる。

そのプロモーションにあたっては、ケーブルテレビによる動画放映を中心に据えながら、チラシ、ホームページで統一したキービジュアルを用いることで、

プロモーション全体に一貫性を持たせることができ、これにより視覚的な認識度が向上し、より高い効果が期待できる。また、各プロモーションツールでの情報発信のタイミングや内容を連動させるなど戦略的に行うことで、必要な情報を適切な時期に区民に届けることができるため、これらのプロモーションツールは広報プロモーションの一連の流れの中で密接不可分の関係にある。

株式会社ジェイコムウエストは、大阪市鶴見区で唯一のケーブルテレビ事業者であり、地域密着型の放送・通信事業者として、ケーブルテレビ、インターネットなどの暮らしを支えるサービスを長年にわたり展開している。サービスエリア毎に配置されている地域プロデューサーが中心となって、行政や地域団体と連携し、地域に根差したイベントの開催や地元の魅力を届ける情報発信など、地域課題の解決と地域の発展に貢献している事業者である。

また、株式会社ジェイコムウエストのコミュニティチャンネルの視聴可能世帯数は鶴見区で約 45,000 世帯となっており、昨年度の鶴見区民まつりチラシ全戸配布数が約 53,500 枚であることを踏まえると、鶴見区内の多くの世帯で地域情報に特化したコミュニティチャンネルを配信できる事業者であると言える。さらに、鶴見区を含む株式会社ジェイコムウエストの放映エリア全体でのコミュニティチャンネル視聴可能世帯数は約 100 万世帯となっていることから、鶴見区以外でも鶴見区民まつりの魅力を発信する副次的な効果も見込まれる。ケーブルテレビ放映に関しては、他社が受託した場合には放映内容の制限又は放映できないことが考えられる中、株式会社ジェイコムウエストは自社インフラを活用できるため、確実に放映することが可能である。また、仮に他社が放映できたとしても、放映費用その他手続き等に係る経費が発生するとともに、広報に必要な鶴見区民まつりの素材を集めるための取材などの人件費も発生することになる。一方、株式会社ジェイコムウエストが受託した場合、自社のコミュニティチャンネルを活用した放映費用は不要であるとともに、広報素材についても過去の取材で得た素材などを活用することができることから、費用面でも有利である。

さらに、株式会社ジェイコムウエストは、イベントの動画制作業務、イベントプロモーション業務の知識や経験を有していることから、本業務を遂行できる能力を有している。

以上の理由により、本業務の目的を達成するためには、株式会社ジェイコムウエストと契約するほかなく、また素材の活用や費用面などについても合理的かつ有利であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認め、特名随意契

約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
鶴見区役所市民協働課（06-6915-9166）